

平成31年2月定例会 総務委員会（付託）

平成30年2月25日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時02分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【追加提出議案】（提出議案（追加）、補正予算案の概要（追加分）、説明資料（その3））

- 議案第67号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第68号 平成30年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 平成30年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 平成30年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第86号 平成30年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

なし

木下経営戦略部長

2月県議会定例会に追加提出いたしました議案につきまして、お手元に御配付の1枚物ですが、平成31年2月徳島県議会定例会提出議案（追加）により御説明いたします。

去る2月20日の一般質問日に提出いたしました議案は、補正予算案23件と契約議案1件の合計24件となっております。そのうち、補正予算案の内訳は、一般会計が第67号の1件、特別会計が第68号から第86号までの19件、企業会計が第87号から第89号までの3件となっております。

第90号の変更特定事業契約につきましては、徳島東警察署庁舎整備等PFI事業に関し、工事内容の見直しなどから、契約金額について変更を行うものであります。

補正予算案につきましては、お手元に別途お配りしております、平成30年度2月補正予算（案）の概要（追加分）を御覧ください。

1ページの1に記載のとおり、今回の一般会計の補正予算額は182億572万9,000円の減額となっております。

2ページをお願いいたします。

歳入・歳出予算の款別の内訳表でございます。

まず、（1）の歳入であります。主なものにつきまして、御説明申し上げます。

02の地方消費税清算金につきましては、全国における地方消費税収の増加見込みに伴い、増額となっております。

05の地方交付税につきましては、国が決定した交付額に基づき、増額となっております。

09の国庫支出金につきましては、災害復旧事業費国庫負担金の減などにより、減額となっております。

12の繰入金につきましては、地域医療介護総合確保基金の減などにより、減額となっております。

15の県債につきましては、臨時財政対策債や災害復旧債の減などにより、減額となっております。

次に、下段の（2）の歳出であります。02の総務費につきましては、財政健全化の推進を図るため財政調整基金に積立を行うとともに、今後の県勢発展の基盤となる施設整備等に備えるため二十一世紀創造基金への積立を行うことなどから、増額となっております。

03の民生費につきましては、社会保障費関係の所要額の減などによる減額であります。

06の農林水産業費及び08の土木費につきましては、いずれも災害関連事業費の確定などによる減額であります。

11の災害復旧費につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額であります。

3ページにつきましては、歳出予算の性質別の内訳を記載いたしております。

4ページ、5ページを御覧いただきまして、4ページが特別会計、5ページが企業会計であります。それぞれ事業費の確定等に伴う補正でございます。

追加提出議案の説明につきましては、以上でございます。

よろしく御願い申し上げます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係で追加提案いたしました議案につきまして、お手元の総務委員会説明資料（その3）により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました議案は、補正予算案5件でございます。

説明資料1ページをお願いいたします。

平成30年度徳島県一般会計補正予算案でございますが、一番下の総計欄左から二つ目の欄ですが、補正額は22億9,017万1,000円の増額で、その右側の欄ですが補正後の予算総額は1,249億6,225万円となっております。この増額の主な要因は、各種基金の積立金の補正などでございます。

2ページをお願いいたします。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正であり、補正額は、一番下の合計欄左から二つ目の欄ですが9億3,228万円の減額で、補正後の総額は、その隣の1,637億3,407万9,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。各課の共通要素としまして、給与費の補正を計上しております。

まず、秘書課についてでございますが、秘書業務、渉外事務に要する経費等の補正でございます。

4ページをお願いいたします。

総務課につきましては、私立学校の振興に要する経費等の補正でございます。

5ページをお願いいたします。

人事課につきましては、職員研修に要する経費等の補正でございます。

6ページをお願いいたします。

職員厚生課につきましては、職員住宅等の管理に要する経費等の補正でございます。

7ページから8ページまで、財政課につきまして記載しておりますが、各種基金積立金の補正及び県債の元金償還に要する経費等の補正でございます。

9ページから10ページまで、管財課につきまして記載しておりますが、庁舎の維持管理に要する経費等の補正でございます。

11ページから12ページまで、税務課につきまして記載しておりますが、地方消費税収入の都道府県間の清算金の補正及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

13ページには、県税等収入見込額を記載しており、当該県税の内訳につきましては、裏面14ページに記載のとおりでございます。

15ページをお願いいたします。

電子行政推進課につきましては、県庁総合サービスネットワークの経費等の補正でございます。

16ページをお願いいたします。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理をするための経費の補正でございます。

17ページをお願いいたします。

監察局監察課につきましては、情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に要する経費等の補正でございます。

18ページをお願いいたします。

監察局評価検査課につきましては、行政評価事務執行に要する経費等の補正でございます。

19ページから20ページまで、出納局につきまして記載しておりますが、出納事務執行に要する経費等の補正でございます。

21ページをお願いいたします。

議会事務局，人事委員会事務局，監査事務局につきましては、それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

22ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加といたしまして、職員厚生課所管の福利施設等管理費，管財課所管の万代庁舎等管理費におきまして、計画に関する諸条件により年度内完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

今後、事業の早期完了に鋭意努めてまいる所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

23ページをお願いいたします。

一般会計の補正予算に係る地方債の追加を、次の24ページでは地方債の変更をそれぞれ
お願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

経営戦略部からは以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡委員

一、二点お伺いしたいと思います。

11月議会の時に、一般社団法人徳島新聞社から徳島市への3億円の寄附金のことについて、認可機官庁であり監督機関庁である県として、徳島新聞社に対し、公益目的支出計画変更認可の経緯の問題点について質問などをし、報告を求めるなどのしかるべき手続を取り問題がなかったかどうか、計画変更が本当に適正なものであったかを確認するべきではないでしょうかということをお尋ねしていました。

12月ぐらいに質問させていただいて、二、三か月たっていますけれども、その後の検討であったり、何もしなかった、できなかった、こういうことを考えていますというようなことがあれば、お答えいただきたいと思います。

廣瀬評価検査課長

委員から11月に、公益目的支出計画に基づく地方公共団体への寄附について、その寄附等の行為が適正であったかどうか、使い道等をチェックしたり、公益認定等審議会の在り方について検討すべきではないかというふうなことについての御質問でございます。

11月の委員会で御説明しましたように、一般社団法人徳島新聞社が徳島市へ3億円を寄附するという内容の公益目的支出計画の変更申請につきまして、徳島県公益認定等審議会での審議の視点は、寄附の相手先が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、いわゆる認定法に規定された先であるかどうかであり、認定法第5条第17号に規定された地方公共団体であることから、徳島県公益認定等審議会から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、いわゆる整備法に規定する認可の基準に適合すると認めることが相当と答申されたものでございます。

国や地方公共団体への寄附につきましては、公益認定等審議会が公益目的支出計画の変更申請等の審議の際に、寄附先での寄附後の用途を審議する必要は認められておりません。

さらに、公益認定等審議会には、地方公共団体が寄附金をどのような用途で活用したかを確認することは認定法等の関係法の及ばないところで、その権限も付与されておりませ

るので、地方公共団体における寄附金の使途の実績を確認することが難しいことを御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

岡委員

県の公益認定等審議会では、そのような権限はないというようなお話であったと思います。そうしたら、このお金というのは1回出してしまったら好きなように使ってもいいと。取りあえず、出すときの目的だけ合致するのであれば、後の使途に関してはどんな内容に使おうが、例えばですけれども、今回問題視しました阿波おどりの栈敷を買うということに関しても、公益事業を行うための購入であると言われれば、それで話は通るのかも知れませんが、逆に言えば、別にならなくてもどこかが買ったものを借りてやるということでも、阿波おどりは実施ができるわけです。それを、わざわざお金を出して、公益目的支出のために出資された基金の中からそれを買う。3億円を出したことによって自らが主催者として阿波おどりに積極的に関わることになるということが、一般的な観点もそうですし、法的な観点から見てもいかがなものだろうか、非常に疑問としてまだまだ残っております。

県の公益認定等審議会では、そのような権限が付与されていないので直接対処できないというのであれば、例えばほかに、国の機関であったり、徳島市に直接申し入れていくという方法があるのかどうか、御存じであれば御説明いただきたいと思います。

廣瀬評価検査課長

ただいま、基金の使用の仕方等について、県の公益認定等審議会ではできないのであればそれ以外の方法はというような御質問であったかと思っております。

先ほども申しましたように、県なり公益認定等審議会ともに、認定法や整備法において、公益目的支出計画で決めた寄附が計画どおりに実施されたかを確認することが責任であり、寄附先の地方公共団体での寄附金の使途については、今日申しましたように認定法等の及ばないところで、その確認の権限も付与されていません。その基金の取扱いにつきましては、創設されました徳島市のほうで、阿波おどり振興基金が何に使用されるか等、責任を持って、市の関係法等に定める必要な手続を経て行われるものであると認識しております。

その中で、基金の使途等について疑問点等がある場合には、徳島市に対しまして説明を求めていかれるようなことには、ではないかと考えておりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

岡委員

分かりました。徳島市へ直接行って、何でこんな使い方をしたのか、どのように支払をされたのか調べてこいということですね。

廣瀬評価検査課長

繰り返しになりますけれども、徳島市で設立された基金の取扱い等については、県の公益認定等審議会のほうでその使用の方法等について権限が及ばないところでございますの

で、その点御理解いただければと思います。

岡委員

分かりました。県としては、何もやることがないと。出てきたものが適正かどうかを取りあえずチェックする機関なので、その後のことに関してはタッチする権限がないというようなお話でしたけれども、今回使われたお金にしてもそうですし、今、阿波おどりの問題で、今年の阿波おどりをを行った関係で2,000万円ぐらい赤字が出ているというような話があります。これを、確か四国放送かどこかの放送局がテレビで流していたと思うのですが、赤字解消のために基金を使うと。間違っていたら訂正しなければなりませんけれども、確か、基金からお金を出していきたいと思うというようなことをおっしゃっていた記憶があります。

去年の阿波おどりというのは、皆さん御存じのとおり8月に終わっています。ほとんどの所に、支払も終わっているはずなんです。いろんな方からお話を聞いておきますと、一千何百万円支払が残っている分というのが、徳島新聞社や関連企業への支払なのではないかというようなことが耳に入ってまいりました。自らが基金で出したお金を、自分たちの会社への支払に回すというようなことがあれば、ほぼ法律自体が形骸化してしまうんです。自治体に寄附しますとあって、事業をやったので、その基金の中から徳島新聞社や関連企業にお金を払いますとなったら、何のための公益目的支出基金なのだろうかと。

法律が、そんなことはするはずがないだろうという想定の下で作られた法律なのかも知れませんが、このようなことを黙って認めてしまうようなことがあれば、今後こういうことがほかの所で起こってしまう。本来あるべき公益目的支出のお金の意味合いというのが、全くなくなってしまうというような危惧をしております。その辺に関しても私なりに調べてみますけれども、是非担当課のほうでももう一度、何か方法はないのか調べていただきたい。

この問題に関しては、本当に大きな問題です。3億円を出したことによって主催者に戻って、大赤字を垂れ流して、その赤字の解消のために自分たちの支払の分を、自分たちで出した基金で支払いさせる。もうめっちゃくちゃです、ルールもへったくれもない。倫理もへったくれもないというような状況に、徳島県が陥ってしまった。徳島市の問題かもしれませんが、徳島県に関しても、これをみんなが黙認するようであれば、恐らくモラルも何も崩壊してしまう。徳島の衰退が続いておりますけれども、こういうことがまた一層加速してしまうようなことになってしまうと思いますので、この件に関しては徳島市のほうへ、また私のほうからもいろんな形でアプローチを掛けていこうと思います。

是非とも今後、当然出てきた申請に対してやるべき姿というのはあるのでしょうかけれども、やはり国に対して、私ももちろん、きちんと適正に運営ができるような法律改正というのは言っていくつもりですし、やはりおかしいと感じたことに対しては修正をかけて、次からはこういう問題は起こらないようにしていくということを積極的に具申していくというのも県の役割だと思います。その辺はしっかりともう一度、権限がないだけで済ませるのではなく、こういう問題が次に起こらないように、問題になるような話にならないようにするためにはどうしたらいいのかということ、しっかりと考えていただきたいと要望させていただいて、終わります。

樫本委員

今定例会においては議案が非常に多く、まず来年度、平成31年度に向けての予算編成に当たっての予算と、プラス、マイナスの補正予算、それから非常にたくさんの条例案が出されており、その中で、特に今からお伺いをいたしますのは、10月1日から二度にわたって延期した消費税増税がいよいよ実施する段階に入ったということを見据えて、いろんな条例を改正するという条例案がたくさんございます。

まずは、基本的な部分をお伺いしたいのですが、この度の消費税増税について、財政課長としての基本的な認識をお伺いしたいと思います。

平井財政課長

ただいま樫本委員から、この度、本年10月1日に予定されているものでございますけれども、消費税率の引上げについて、どのような認識をという御質問を頂いたところでございます。

この消費税率には、地方消費税率の引上げもあるわけでございますけれども、高齢化社会におけます社会保障費の財源を安定的に確保するという目的での社会保障と税の一体改革の観点、それから地方税財源の充実・確保の観点、更には連動いたしますが、増収の一部が地方交付税の原資にもなるということから、持続可能な財政運営を行う上で非常に重要な財源と考えてございまして、この税率の引上げ導入につきましては、法律に基づき適切に行われる必要があるものと認識しているところでございます。

樫本委員

財政課長から、この度の10月1日からの消費税増税については、社会保障と税の一体改革、地方税財源の充実・確保の観点から、法律に基づき適切に実施されるべきという認識であると、お話を頂きました。正に、そのとおりだと私も認識しております。それは、それで了解といたしたいと思います。

今定例会に提出されております条例改正の議案のうち、消費税増税に伴う使用料の改正の案件は幾らあるのか、お答えいただきたい。

平井財政課長

2月定例会に提出させていただいております消費税増税に伴います、使用料・手数料の改正関係の数でございます。

今回、条例改正関連は全体で28件ございますが、そのうち13件の議案が消費税率の引上げ関係でございまして、各議案に複数の条例改正を含んでいる関係で、改正対象の条例数としては41条例となっているところでございます。端的に申し上げますと、この関連につきましては、13議案で41条例を改正させていただくというものでございます。

樫本委員

そうしますと、前回の消費税増税、5%から8%になったのは平成26年4月1日でしたが、その時の条例改正と比較して今回の改正の数はどうなっていますか。

平井財政課長

お話にございましたように、前回は平成26年4月に5%から8%、プラス3%の引上げが行われた時でございます。その際、平成26年2月定例会におきまして、18議案を提出させていただきましたしまして、46条例の改正をさせていただいております。

今回よりも前回のほうが対象条例が多いわけでございますけれども、実は国が地方に対して示します、地方公共団体の手数料の標準に関する政令というものがございまして、今回についてはまだ、その政令が示されていない状況でございます。今の時点では、本年の5月中旬頃に、国からその政令が示されるという状況でございますので、その分につきましては、標準手数料、標準令の改正の内容を踏まえまして、6月定例会を目途に提案させていただきたいというふうに考えておきまして、差が生じていることにつきましては、それを理由にというところでございます。

樫本委員

前回よりも今回のほうが少ない、それは標準手数料という政令がまだ示されていないからで、それが5月に示されてから、追加的に6月定例会で条例改正を行いたいというお話です、分かりました。了解したいと思います。

次に、今回の手数料等の条例改正に当たっての県の基本的な方針について、いろいろ方針があらうかと思えます。やはり、増税することによって使用料が上がるわけで、県民生活に影響があらうかと思えます。そういった点について、どのように考えているのか。そしてまた、基本的な方針を教えてください。

平井財政課長

条例改正に当たっての県としての基本的な方針、スタンスについて御質問を頂戴したところでございます。

冒頭申し上げましたが、今回の法律改正の趣旨といたしましては、高齢化社会における社会保障費の財源を確保していくという理念があらうかと思えます。こうした背景の下で、安倍内閣総理大臣からもここに至るまでも再三にわたり、確実に消費税を引き上げるという御発言があったところでございまして、地方においても適切に対応することが今回も求められているという状況でございます。

したがいまして、これに沿った形で着実な導入を図るために、県としても対象となります使用料・手数料に対しましては2%増分を転嫁するという基本方針の下で、今回の条例改正案を提案させていただいているところでございます。

樫本委員

今回8%から10%に増税されるわけであって、その2%をいわゆる使用料等に転嫁をしたいと、国の方針に従って県もそれに倣いたいということでございます。それでいいのかなと思うのですが、もう少し安くてもよかったのではないかとも思ったりするのですが、例えば、社会保障や使用料、政策的にいろいろとそれ以外のことで県民のサービス向上の一環として、使用料なども健康増進であるとか、それは要するに医療費や福祉の削減につ

ながってくるわけで、県のいろんな施設を使用することによって、いわゆる社会保障の総額の抑制に貢献しているものもたくさんあるんです。それを増額するということは、少し水を差すのではないかという心配もあります。条例案は示されておりますが、増税されないものもあるのかないのか、語ってくださいか。

平井財政課長

数ある県の使用料・手数料の中で、今回の引上げ対象にならないものは、あるのかないのかというようなことでの御質問を頂いております。

今回、法律におきましても消費税を課さない、いわゆる非課税となる手数料の範囲が定められているところでございます。具体的には、法律に基づきます許可・認可・承認といった事務に係る役務提供の手数料、教育関係では授業料や入学料、住宅貸付といったことについては非課税とされているところでございます。当然、県といたしましてもそういった分での手数料については、条例改正の対象としていないところでございます。

一方で、それ以外の、例えば施設の使用料、機械・機器類、例えば試験研究機関、工業技術センターをはじめとする機関での機器の使用料などにつきましては、課税対象ということになります。先ほど申し上げましたように、この分につきましては2%分について転嫁するというところで、提案させていただいているところでございます。

樫本委員

法令に基づく許可・認可・承認、そして授業料であるとか住宅貸付などは非課税ということで、それ以外の施設の使用料や機器の使用料は増額させていただきたいということですね。サービスの対価として、受益者負担の原則の観点からやむを得ないのではないかと、そして安定的な財源の確保の意味からもやむを得ないのではないかと思うところでございますが、軽減税率の対象となるものはあるのかどうか、聞かせていただきたいと思います。

平井財政課長

軽減税率につきましては、今回の10月1日からの分で初めて導入されていかれるものと承知しております。軽減税率につきましては、非常に生活に密着しております飲料品・食料品関連や新聞購読料といったものについて適用されると承知しているところではございますが、県の事務におきましては、これらに該当するものはない状況でございますので、今回の条例改正には軽減税率を反映するのではないというような状況でございます。

樫本委員

軽減税率の適用を受けるようなものは、ないということでございます。分かりました。

今回の増税は、前は4月1日からだったのですが、今回は10月1日ということで、10月1日から3月31日になりますと6か月ということになるのですが、その間の2%増税による増収の見込額は、いかほどになるのか教えてください。

平井財政課長

今回の条例改正に伴います県の予算，歳入面での計上見込額のことについてでございます。

お話にございましたように，半年分の影響ということで試算を出しております，一般会計ベースにおきまして900万円の増額を見込んでいる状況でございます。年間にいたしますと1,800万円から2,000万円程度になるのではないかと考えているところであります。

樫本委員

半年で900万円ということで，1年で1,800万円ということで約2,000万円弱という負担増につながるわけです。そうしますと，今回の条例改正によって，県民生活にどのような影響があるとお考えですか。

平井財政課長

県民の皆様にあぼす影響についてでございます。

委員からお話がございましたように，県民の皆様はこの度の条例改正によりまして2%相当分の負担増を頂戴するということになるかと承知しているところでございます。先ほども申し上げましたが，今回料金の引上げを予定しております施設分につきましては，施設の指定管理，機器類の維持管理，メンテナンスという歳出と連動する部分がございます。当然そういった歳出についても消費税2%増分の影響もあるところでございます。

したがって，そういった県民サービスの維持をしていくということ，更には持続可能な財政運営につなげていくという観点から，この度の2%分の引上げは県民の皆様には負担増となるものでございますけれども，必要な見直しであるということに是非とも御理解を頂きまして，一定の負担増につきまして御協力を賜りたいというように考えているところでございます。

樫本委員

今のお話によりますと，施設の指定管理や機器のメンテナンス，いわゆる性能等を維持する上において2%の増額はやむを得ないと，是非，御理解を頂きたいというお話でございます。高品質な施設管理をしていただくこと，そして，機器については増額されるわけですから，県民の期待に応えることができるように維持，メンテナンスについては，しっかりと行っていただきたいと思うところでございます。これは，お願いをしておきます。増額を県民に求めるわけですから，それ以上の対価はしっかりとサービスとして維持していただきたい，向上させていただきたい。これが県民の思いだろうと思います。

そして，県民の負担増について負担が軽減するようなことを考えているのか，いないのか。その中身について，述べていただきたい。

平井財政課長

この度の消費税増税対策に対しまして，まず国を挙げて，引上げによります経済の影響の平準化ということに，非常に重きを置いているというように承知しているところでございます。この点につきましては，県議会とも一緒になってさせていただいておりますが，徳島県からの政策提言が反映される形で，例えば，プレミアム付き商品券や消費者へのポ

イント還元制度，従来，報じられております住宅購入者への支援ということが，国レベルでも考えられているところでございます。

さらに，本県におきましても，例えば県内企業に対しましては，中小企業振興資金貸付金におきます支援，平成長久館におきます支援，それから県民の皆様に対しましては，例えば勤労者支援資金貸付金における支援，生活困窮者自立支援事業によりますフォローアップということも今回の各予算におきましても計上させていただいております。このような生活面におけます，きめ細やかな支援策によりまして，今回の増税の経済的なマイナスの影響面を可能な限り緩和させていただきたいというように考えているところでございます。

樫本委員

せっかく好転している国内経済，徳島県においても経済は好転していると思います。そんな中で消費税増税が行われるわけで，これが経済の好循環にブレーキを掛ける，歯止めが掛かってはなりません。県から国に対して，経済の好循環のための，いわゆる政策提言をたくさんしてきました。それに倣って国は，徳島県の地方の声を組み入れて，消費税増税後の経済の悪化を防ぐための施策をいろいろと出していただきました。本県の提案によって国が動き出したということも，私も政務調査会長をしており一緒に行っておりますから，よく分かっております。それ以外で県独自のいわゆる経済対策，消費税増税対策というのは考えていませんか。

平井財政課長

県としての景気刺激策ということでの御質問であろうかと思っております。

まずは，国における対策ということで，今回の補正予算にもそういった経費が入っているというように考えておりますし，先ほど御説明申し上げましたように，県内企業に対するきめ細やかな支援策ということで提言をさせていただいているところでございます。

さらには，国のこうした施策とも連動いたしますけれども，この度の徳島県としての15か月型・県土強靱化予算によりまして，一定の県内経済の活性化，振興という副次的な効果というのも期待されるのではないかと考えているところでございます。

樫本委員

日本の将来，徳島県の将来を見据えた場合，この度の消費税増税は必ず実施しなくてはならないと私たちも思っております。諸外国，欧米や先進国と比較してみますと，まだ10%は低いと思います。しかし，8%から10%に2%上がるということは，やはり経済に対して与える影響というのは，マイナスの影響も出てくるかと思っております。そういったときにはしっかりと修正していただけるように，経済の好転に向けての施策を国に対して，議会と一緒にあって理事者の皆さんも提案していただいて，しっかりとその対策を求めていくような態度を私たちは心掛けていかななくてはならないと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

しっかりと取り組んでいただいて，残された6か月の間，県民の皆様には，こういった部門で，条例でこういうことのサービス料が，施設使用料が上がりますということをしっか

りと周知し、御理解を頂いてスムーズに消費税増税が行うことができるように、そして財政の確立のためにしっかりと寄与できるように頑張っていたいただきたいと要望して終わります。

黒崎委員

年度末であります。毎回、総務委員会の最後に聞いていることがあるのですが、未利用財産の売却状況がどうなっているのかということを知りたいと思います。3年ごとに売却計画を更新していくということで、今年度は、平成29年度から平成31年度の真ん中の平成30年度ということでございます。

売却計画を見ると、37の物件を売却しようということで、2月25日現在で売却できたのが9件あるということになります。これはインターネットから取ってきたものですが、土地面積の部分は入っているのですが、金額は見当たらない。9件でどれぐらいの固定資産を流動化できたのか、教えていただければと思います。

福家施設最適化室長

未利用財産の売却の実績でございます。この9件のうち5件が平成29年度に売却できた件数でございます。金額にしますと1億74万円強でございます。残りの4件が平成30年度売却済みの件数でございます。現在までに9,498万円強の売却実績でございます。

黒崎委員

37件あって9件というのが多いのか少ないのかという議論もあるのですが、なかなか不動産を売却するというのは難しいこととして、私的には十分に頑張っていたと思っています。金額も5件で1億74万円と4件で9,498万円ということでございます。

さらに、来年も頑張っていたかといけないのですが、前の平成26年度から平成28年度の3年間はどうかだったのでしょうか。この実績を教えていただきたいと思います。

福家施設最適化室長

平成26年度から平成28年度までの3か年で売却した実績でございます。合計で31件、面積で8万90平方メートル、金額で30億8,645万円強でございます。

黒崎委員

平成26年度から平成28年度に関しては、31件で30億円超の物件が売却できたということでございます。その時の状況によって金額も変わるので、前の3年間とこれからの3年間を比較するのもナンセンスですが、眠っている未利用財産を流動化して予算の中に繰り込んでいくという作業は大変重要なことでございます。今後もしっかりと継続して頑張っていたいただきたいと要望して終わります。

元木委員

平成最後の委員会で、また今年度最後でございますので、少し総括的な観点からお伺い

できたらと思いますので、お答えできる範囲でお願いいたします。

主要施策の概要を見ておきますと、「ヒト・モノ・カネ・情報」と4カテゴリーにわたり、新しい方針をお示しいただいているところがございます。そういう中で、「ヒト」に関しまして、長時間労働の是正・生産性の向上、情報端末を活用した柔軟な働き方の実現ということで、様々な取組を進めていただいておりますけれども、これまでも取り組まれている部分もたくさんあるかと思っております。これまでの成果と今後の方針について、具体的に教えていただけたらと思います。

黄田人事課長

働き方改革の関係での御質問を頂いております。県職員の関係では、まず超過勤務の縮減があります。これまで超過勤務の縮減に向けましては、やはり職員の健康保持はもとより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る上で、極めて重要であるという認識で取り組んでおります。

これまで、年間を通じましたノー残業デーの実施でありますとか、特に夏季期間の「あわ・なつ時間」での早期出勤・早期退庁などの励行、それから業務の繁閑等におきまして、年度途中での職員の異動や非常勤職員の任用等、超過勤務の縮減に向けた様々な取組も行ってきたところであります。

また、働き方改革の部分につきましては、超過勤務の縮減、年休取得の数値目標や具体的な取組を定めました働き方改革推進方針を策定いたしまして、県庁版のサテライトオフィスの開設やモバイルワークの普及促進等、また今年度からは在宅勤務につきまして、本格導入という形でテレワークの活用等も積極的に進めているところでございます。

さらに、新たな取組という形で、会計事務をソフトウェアロボットに代行させるRPAやIT技術を活用した実証実験等を行うなど、業務の自動化・効率化等の面でも取り組んでいるところでございます。

これらの取組を更に進めまして、働き方改革に向けての職員の意識改革等も図りながら、今後、徳島ならではの働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

元木委員

様々な取組を進めていただいているということでございます。例えば、自動文字起こし・AI要約システムの活用等で、職員の事務負担の軽減、業務効率化というような効果が図られるということ、また在宅勤務では、多様な能力が発揮しやすい環境の実現ということでございますが、具体的にはこういった効果が見込まれるとお考えであるのか。数値的なもので表していただければ、教えていただきたいと思っております。

高崎行政改革室長

効果という御質問でございます。テレワークの推進によりまして、具体的には在宅勤務やモバイルワーク、あとサテライトオフィスもしておりますが、職員にアンケートを取ったところでは、やはり、時間の有効活用ができたといった声ですとか、育児中の職員につきましては在宅勤務をすることによって通勤時間が削減できますので、家族との時間が取れたといった声をたくさん頂いております。

あと、新たにAIを活用した文字起こしシステムを活用することによりまして、これまで議事録の作成に要しておりました時間が約5分の1程度に縮減できていると考えておりまして、そういった面でも、時間の有効活用が図られていると考えているところでございます。

テレワークにつきましても、できる限り職員の声を聞きまして、より使いやすい制度となるような取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。

元木委員

是非、新たな情報ツールの活用、そして新たな制度の導入を通じて、職員の方々がもっとも効果的な活躍ができるような仕組みを作っていただきたいと思います。こういった、システムを入れたり制度を作ったというだけで終わりということではなく、やはり、その効果がどの程度出ているのかということに対しましても、職員の方々に情報共有し、更なる制度の改善、運用の中身の充実に努めていただきたいと思います。

「ヒト」に関しまして、最後に、今まで本県においても職員数の定数、全体の管理計画を定めて着実に定数の縮減に努めてきたというようなお話を伺っておりますけれども、これまでの定数管理の実績と今後の見通しについて、お伺いさせていただきます。

黄田人事課長

ただいま、職員数の削減状況について御質問を頂いております。

職員数の削減につきましては、これまで行政改革プランのほうで、一般行政部門につきまして3,000人体制を目指すという形で取り組んできたところでございます。

直近で申しますと、平成30年4月時点での一般行政部門の職員数が3,089人という形で3,000人台に突入したところでございます。一方で、やはり年齢構成の是正を図る上で、特に若年者の職員数が不足していることもありまして、これまで積極的な職員採用を行ってきたところでございます。

今後とも、業務遂行に当たって適正な執行体制が確保できるように、一方で、全体の職員数も見ながら十分な執行体制が取れるような形で採用計画を立て、職員数については確保していきたいと考えております。

元木委員

今、国においてもそうですけれども県内の各分野においても、特にサービス業等を含めて人手不足ということが言われております。恐らく、行政の皆様方にとりましても、なかなか優秀な人材の確保が難しい時代に入ってきているのではないかと、そういう中で、いかにして行政サービスの質を落とすことなく継続してサービス提供できる体制を整えていくのが課題であろうと思います。

職員数削減で財政の健全化等も言われますけれども、行政というのはある意味、公務員ですけれども、やはり徳島で働く方の代表者でもございます。是非、職員数をなるべく維持していただいて、県民へのサービス提供体制が落ちることのないような取組をお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、「情報」についてであります。新たな徳島ファンの獲得、そして、更なる

情報発信の強化ということでございまして、今議会でも原井議員からの御質問に対しまして、広報展開を図っていく旨の御答弁が部長からございました。SNSによる情報発信、庁内若手タスクフォースを作っているいろんな方策について検討していただくとともに、県ホームページの全面リニューアルや広報番組の充実、そしてPR用のショートムービーも作られるというようなお話がございました。こういった若者や外国人等にターゲットを絞った広報展開でございしますが、具体的にどういった成果を見込んでおられるのか。

そしてまた、県がいろんな情報ツールを利用した取組を進めておられましても、県民の方々がどの程度、県の取組について認識されているのか。ホームページ等を幾ら良くしてもアクセスしてくれる方が少ないのでは、やはり意味がないこととございます。今、県の情報発信ツールにアクセスしていただける方は、どの程度県内でいらっしゃるのか、把握されているのであれば教えていただきたいと思っております。

田上秘書課県政広報幹

若者向けに、どのような情報を効果的に県民の皆さんに見ていただくのかという御質問を頂戴いたしました。御質問の中でもお話しいただいたように、ホームページにつきましても従来見ていただいておりまして、その後、リニューアルも図った上で魅力向上に取り組んでいるところでございます。

その中で、近年、新たな取組として実施しておりますSNSは、やはり若者向けに特に効果的として強化を考えておりまして、12月末の数字でございますけれども、県でTwitterが25、Facebookが45、Instagramが6、LINEが3と、計79アカウントを開設いたしまして情報発信しております。フォロワー数、Facebookなどは「いいね！」を頂いた数も入りますけれども、これを見ますと、平成26年度末は2万2,000件でございましたけれども、現在6倍増で13万4,230件と順調に伸びているのではないかと考えております。

先ほど委員からお話しいただきました、原井議員の答弁の中でも少し触れさせていただきましたが、更なるSNSの活用というところでございます。SNS広告というのを今年度から展開しております。少し御説明をいたしますと、SNS広告といいますのはそれぞれビッグデータを抱えておりますので、具体的にお客に対してターゲティングして広告を打つことができるというものでございます。今年の実例で申し上げますと、移住交流情報につきまして首都圏の20歳代から40歳代の男女に広告を打ちまして、その結果、前年の数字に比べますとアクセス数が約1.2倍、総アクセス数の約3割が広告から経由してアクセスしていただいたという結果も出てきているところでございます。

我々といたしましても、商品として情報を並べておくだけでは、やはり見ていただけないということは問題意識として持っておりますので、こういった形で、引き続き積極的にこちらから情報を見ていただく努力をするという充実強化を更に図っていきたいと考えております。

元木委員

私がお伺いしたかったのは、徳島ファンを増やすということで県外の方々向けの情報発信にいろんな工夫をされて、ほかの自治体に負けないように一生懸命されているというこ

とですけれども、やはり県民に対してのサービスが一番の目的であろうかと思えます。逆に言いますと、県内の方々にホームページ等を見てない方、SNSにアクセスしたことがない方が、どの程度いらっしゃるのかと思ってお伺いしたわけでございます。

なかなか答弁も難しいと思えますけれども、こういった視点もしっかり持っていただいて、少しでも多くの方々に県の取組を知っていただくための工夫をもっともって考えて、本当の意味での徳島ファン、県内の方々を含めて増やしていただきたいと思う次第でございます。

あと、ホームページの管理システムを県で開発して全国自治体等へのセールスを強化するというところでございますが、ホームページでこういったシステムについて、県の独自性を発揮されて作られたのか。そして、このセールス強化というのは、具体的にどういうふうに進めていかれるのかお伺いします。

桑村電子行政推進課長

ただいま元木委員から、新CMSクラウド・サービス展開事業の御質問だと思います。

昨年度、県のホームページが新しくなりまして、併せて外向きに営業活動ができるようカスタマイズしたCMSを県独自で開発したところでございます。当課職員等が県外も含めて周知、営業活動を行っているところでございまして、現在、その成果が出てきつつあるところでございます。

通常、一般の民間で販売されておりますCMSは一定の機能がありますので高価でございますけれども、このCMSの特徴といたしましては、今回我々がターゲットとしておりますのは小規模な団体、いわゆる小中学校やNPO法人の方々というのは、情報発信する「モノ」を持っているのですけれども予算が少ないという実態がございます。それら小規模な団体に合わせまして、情報量の規模により、きめ細かな価格設定をし、サービスできるような仕組みを提供しているところでございます。

また、Webアクセシビリティも強化いたしまして、より使いやすく低廉な価格ということで開発いたしまして、今、営業活動をしているところでございます。

元木委員

それでは、県で工夫されて開発されたこのシステムを整備することによる県のメリットというのは、こういったところにあるのかお伺いいたします。

桑村電子行政推進課長

ただいま、この発売におけるメリットということでございます。

まず、県が開発して営業等もしているところですが、地元の事業者への貢献といえますか、地元事業者を介しましてサービス提供するということで、地元事業者にもその収入が入ると。

加えまして、県が開発したものでございますので、サービス料はクラウド事業者が利用者から頂く形になりますけれども、一定の割合がライセンス料として県に入る形で、県の歳入増にもつながるということで取り組んでいるところでございます。

元木委員

続きまして、「カネ」の部分についてであります。新未来の創造を支える財源の確保という中で、政策創造と健全財政の両立ということが掲げられております。その中で、財政構造改革基本方針の着実な推進ということが挙げられております。

今年が平成が最終年でございますが、平成を振り返るようなこともあちらこちらで見受けられますけれども、本県においても、阪神・淡路大震災、そして東日本大震災による防災・減災へのかなりの財政負担を強いられた時期、今もそうですけれども、あったことに加えまして、明石海峡大橋が平成10年に開通し、それに関連した施策展開もかなりなされたという印象を持っております。そういう中で、財政負担、新たな財政需要に対抗しながら、一方において実質公債費比率の改善や公債費・県債残高の縮減等も実現されたということをお伺いしております。

この平成の財政に関する、県の取組の総括を受けた今後の展開について、お伺いさせていただきます。

平井財政課長

平成を振り返ってと申しますか、この30年間における財政運営、それから県政における重要課題などの対応についてという御質問を頂いたところでございます。非常に大きな話でございますので、大枠で答弁のほうもさせていただければと思うところでございます。

平成の一桁台というのは、委員からお話もございましたように、平成10年に明石海峡大橋が開通し、その前の平成5年には東四国国体がありましたので、徳島県としては交流の拠点や観光の拠点ということについて、重点的に整備してきている財政出動であったのではないかと感じております。

それに併せまして、国全体といたしましても平成初期に終わりましたバブル経済がはじけてしまいましたので、その後の不況から早期に脱却しようではないかという経済対策が講じられてきた時期であろうと思います。徳島県としても次々に対応してきた時期であったというように思っております。最初の10年というのは、そういう景気対策に取り組んできたのではないかと思います。その結果、例えば一つの指標として県債の残高を見ますと、やはりその時期は、県債残高が多くなってきた時期ではなかったかと思っております。

その後、明石海峡大橋開通後におきましても、やはり日本全体でいいますとバブル経済崩壊後のデフレという状態が続いて、一日も早く経済的な不況を脱却するんだということで、経済対策もこの期間も相次いで行われ、徳島県としても積極的に展開をしてきたところでございます。

そうした中、平成16年に三位一体改革が行われ、その年だけで227億円もの地方交付税の削減があったということがございました。そういった痛手を負いながら、平成20年度以降、今日までの10年間に至っているということになったのではないかと感じております。特に、この10年におきましては非常に財政的に厳しい状況でございましたので、財政構造改革基本方針を県議会からも御指導を頂きながら策定いたしまして、議員各位にも身を切る形で御協力を頂きながら、財政構造改革を進めてきたところでございます。

その中でも、必要な歳出ということで委員からお話のありましたように、本県といたし

ましては、南海トラフ巨大地震の対応や阪神・淡路大震災の教訓を生かした取組ということで、例えば、中央病院・三好病院・海部病院の改築や各県立高校の耐震化を進めてまいりまして、財政の健全化と必要な防災・減災の対策ということで、メリハリを付けながら政策の推進と財政構造改革の両立を進めてまいったと承知してございます。

元木委員

これから新しい元号を迎えるに当たりまして、徳島の新時代を切り開いていくためには、やはり財政の安定化が欠かせない要素であろうかと思えます。これから人口減少と高齢化が進んでいきまして、財政負担も何かと変わってくるのではないかと、今の借金がそのままの額で維持していくと仮定しますと、一人当たりで置き換えてみると、借金の額は当然大きくなってまいりますし、子供の数もどんどん減少しておりますので、将来にわたるつけも増えていくのではないかと。

そういう中で、やはり健全財政は欠かせないこととございますので、是非、そういった視点で、これから突発的な財政需要もたくさんあるかと思えますけれども、堅実な経営に努めていただきたいと御期待申し上げる次第でございます。

最後に、「モノ」の部分で、公共施設の長寿命化と機能強化の実現ということで、万代庁舎の一般空調用設備のリニューアル等によりまして、環境や防災の面で充実させていくということとございます。これは、具体的にどういったスケジュールで、どういった内容の取組をなされるのか、お伺いして質問を終わらせていただきます。

中西管財課長

ただいま、万代庁舎の空調の整備についての質問を頂いたと思えます。

これにつきましては、今年度も債務負担を頂きまして進めていた事業でございます。万代庁舎の空調設備は30年ほど経過し、かなり老朽化しておりますので、省エネを導入しながら新たな空調設備を整えまして、更なる事務環境の構築や快適な事務室の構築に努めていくというようなこととございます。

樫本委員

管財課長、財政課長あたりへの質問になるかと思えますが、今、新しい財政需要に応えるための財源の話も少しございましたが、いわゆる使用料やそういった面で参考になる話をしたいと思えますので、少し聞いていただきたいと思えます。

今、社会は何を求めているかといいますとBCC、Bはバーベキュー、Cはカフェ、もひとつのCはコンビニエンスストア。これを未利用の公有財産に使っていただく。また、今使っているけれども、その場所でよりにぎわいを作るために、そういった施設を誘致する。そういうことに取り組んでいただくと使用料が入ってくるので、県財政に新しい収入となって貢献できると思うんです。

例えば、ヨーロッパへ行きますと、パリでもロンドンでも公園がたくさんあります。公園の中には必ず、コンビニエンスストアみたいなお土産を売っている所、それからカフェがあります。日本には、ほとんどそういうのがない。広島市には国土交通省直轄の用地に、太田川があってその水辺にレストランが3軒並んでいる。これがすごくおしゃれで開

放的で、そういうカフェを造っていただく。徳島だったら藍場浜公園，下に駐車場と上に公園があって年中イベントをしています。影響がない所で、例えば新町川の護岸の縁で、徳島の阿波とん豚，阿波牛，阿波尾鶏，野菜などを使ってバーベキューをしてもらう。そして、カフェも造ったり、カフェも地元のカフェでなく、スターバックスのような集客力がある若い人が魅力を感じるような施設を造っていただく。これは、やはり若者の定着につながる。

それを県がするのでなく、貸し付ける。商業開発する専門家に借りていただいて、これは施設を運営している指定管理者でもいいし、県は全然出資しない。全部、地代で頂くとする方法も考えたりして、新しい行政需要に応える原資として、使用料なども取れるような施設を造ってはどうかと思うんです。

それから、今まで公園といえば子供の遊具だけしかなかった。これからは、高齢者がストレッチ的に運動できる遊具的な健康器具のようなものを置いたり、これはまた事業者に置いてもらったらいと思う。いろんなやり方があると思うので、柔軟にそういったことができるおしゃれな徳島県を創っていただけませんか。これは、あらゆる面でプラス効果があると思います。ほかにもたくさん県有財産、ウチノ海などもあるし、どうですか。

木下経営戦略部長

今、樫本委員から様々な御提言を頂きました。

県が財政構造改革を進める上で、支出だけでなく収入を上げるということは非常に大事なことでございますので、どうすれば今よりも収入が上がっていくのかということは非常に大事な観点だと思っております。

また、アクティブシニアということで、広く高齢者もアクティブにさせていただいてますけれども、もちろん健康で動ける高齢者ということが非常に大事なことでございますので、今、樫本委員がおっしゃった高齢者向けの遊具という、新しい視点は大変大事なことと思っております。

にぎわいにもつながるような施策につきまして、県の中で管理する所はたくさんございますので、いろいろと連携していきたいというふうに考えています。

樫本委員

飯泉県政は、一石五鳥ぐらいでなかったら知事は乗ってこないの、考えていただき、知事に是非説明していただいて実現してください。

長池副委員長

働き方改革と言われておりますが、以前からストレスといいますが、職員の心身チェックということでストレスチェックがされているのは知っているのですが、その実施している状況や結果の把握がどこまで県職員においてできているのか、お聞かせ願いたいと思います。

麻植塚職員厚生課長

副委員長から、ストレスチェックについての御質問を頂きました。

ストレスチェックについては、平成28年度から県で実施しております、労働安全衛生法の改正によりまして実施しているものであります。

仕事の要因や心身の状況、周囲のサポート状況というものについて、57項目からなる質問を設けまして、各職員にお答えいただき、ストレスの状態がいったいどういう状態にあるのかをそれぞれの職員が気付き、次のステップ、例えば医師による面接相談等につなげていただくという制度であります。

この制度につきましては、平成28年度から実施していますので3年目となっており、ほぼ9割の職員が実施しているところであります。

その結果につきましては、各職員に通知するとともに、職場単位でもこういう状況にありますというものを各所属長に通知を差し上げて、職場改善にもつなげているといった状況であります。

長池副委員長

確認ですが、自分で57項目のストレスチェックをチェックして、自分で気付いていただくということですね。今回で3年目ということで9割近くの方が受けられているということですが、その後、受けたものをこちらで個人にお知らせするのか、個人が自分で把握して、管理する側が個人名も含めた上で把握しているのか。そのあたり、職場のほうにもお伝えするとあったのですが、職場側のほうは管理者が、ストレスチェックで誰がこういう状態だと把握できているのか、逆に全体としての数値しか把握できてないのか、そこを詳しく教えていただきたい。

麻植塚職員厚生課長

まず、個人へのお知らせということですが、個人での採点は、した時にある程度は分かるわけですが、それを個人に対して通知しているという状況であります。

それから、職場単位の集計ということですが、職場全体の中でどういう状況なのかと。余りに小さい職場でしたら個人のプライバシーの関係もございまして、その辺は伏せた形で、ある程度規模のある所について、こういう状況に職場はなっておりますと所属長にお知らせしているということで、職場全体の中での状況がどういう状況にあるのかについて、お知らせしているところでございます。

長池副委員長

では、ストレスチェックを受けてストレス気味だというのはチェック表に出てくると思うのですが、誰がそういう状態か個人名で把握できているのですか、できてないのですか。

麻植塚職員厚生課長

個人名での把握については、特にこちらのほうでも把握はしておりません。

長池副委員長

これは難しいところで、把握というのができるシステムではないですね。自己チェッ

クのシステムだったと思います、こちらは把握できない。

ただ、一番大事なのは、いかに個人で自覚してもらって、精神的にプレッシャー・ストレスを感じている方をフォローするというか、体調、具合を悪くしているので医者に行ってもらおうというのを、いかにつなげていくかというシステムが実は難しいのだと思うのです。単純に全体だけで、例えば、経営戦略部は皆の点数がいいですよとか、この職場はストレス気味ですよというのが出たとしても、それは逆に、余り意味がないことです。やはり個人なんですよ。

なぜこういうことを時間を取って言うかということ、実はつい先日、徳島新聞の読者の手紙で、パワーハラスメントによって精神的にダメージを受けて県庁を退職しましたという投稿があったので、そんなことがあるんだと。ほぼ同時に、私自身もそういう似たような案件の相談を受けておりました、パワーハラスメントや職場でのプレッシャーというのは、本人にしか分からないものでして、それをいかに自分で気付いて、早期発見・早期治療につなげられるか。今のシステムのままだと、何となく自己責任なんです。最終的には自己責任ですよ、風邪を引いたり、どこか具合が悪かったら自分で病院へ行つてと。ただ、精神疾患等においては、なかなか自己責任といっても、本人も自分で少しおかしいことになっているというところまでいくと、元に戻らないぐらいまでいってたりするんです。

もう一度言います、そのあたりをいかに早期発見、自覚していただくかということと、いかに療養につなげていくか。これは、個人の責任だけではなく、県全体のこれから一つ大事な要素になるのではないかと思います。できるだけ超過勤務のないような健康的な毎日が送れるような整備であったりという、先ほどからの議論もありますが、心の病気というのは、これからどんどん増えてくるというか、問題視されてきております。是非、しっかりとつなげていくということをお考えいただきたいと思うわけですが、そのあたりいかがでしょうか。

黄田人事課長

ただいま、職員のメンタル不調についてのお話でございました。

やはり、それぞれ個人でそうなっているという自覚をされ、それを所属で伝えてというところの流れも必要だと思います。その中で、職員に対するメンタル不調の未然防止ということで、現在、各所属におきまして所属長によります面談も実施しております。職員の健康状態の把握にも努めているところでございまして、その中で、それぞれ職員自身が早期にメンタル不調に気付くということと、周りの管理職員や職員が気付いてあげるということも必要かと思えます。そのあたりにつきましては、研修等が必要ですし、先ほど申しましたように所属長の面談等で実態について十分把握していきたいと思えます。

また、先ほど話がありましたストレスチェックによりまして、ストレス状況というのをそれぞれ御自身でチェックして軽減を図っていただくような形にもっていくのが必要と思えますし、例えば、そのあたりを相談できるような体制も必要と思えます。

できるだけ、職員が長期の病気休暇等にならないといえますか、メンタル不調を防止するところで、そのあたりの制度を十分活用するとともに、やはり働きやすい職場環境づくりを目指して、管理職もそうですし周りの職員全員で意識しながら、そういう取組を進め

ていきたいと思っております。

長池副委員長

健康診断等は毎年ありますし、血液検査の結果とかそういうのは結構、人に言いますよね。何とかの数値が上がったとか、血圧が幾らになったとか、結構そういうのは言えるんですけど、ストレスチェックとかそういう会話は、そんなにしないのだろうと。理想とすべきは、そのあたりも会話できるような雰囲気、私、ストレスチェックで引っ掛かったのだけれどどうなんだろうというのが言えるような社会になれば、つまりプレッシャーやストレスを共有できるような社会になればいいと。多分、今のままだと個人の秘密にもなるので、ストレスチェックは個人のものであるという姿勢だと思うのですが、もしかしたら次の展開ができるのではないかと思います。

いろんなことで退職される方がいると思います。家庭の事情だったりがあると思うのですが、すけれども、少なくとも、精神疾患等で退職者が出るというのはあってはならないと、ましてや思い詰めて、自ら命を絶つということも過去にはあったように思うのですが、そういうことがあってはならないと思っております。精神疾患等で退職される方というのは、ひどい状態でございますので、多分その後の社会復帰というのでも厳しい状況の中で、家族も含め余り明るくない未来しか残っていないわけです。そういう部分を絶対に出さないという思いの中で是非しっかりと、気付きとつなげるということに取り組んでいただきたいとお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第62号、議案第67号、議案第68号、議案第84号、議案第85号、議案第86号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

それでは、本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

経営戦略部・監察局関係の審査に当たり、木下経営戦略部長はじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明された委員の意見並びに要望を十分に尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

木下経営戦略部長

喜多委員長、長池副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、この1年間、健全な財政運営や行財政改革の取組みなど、経営戦略部・監察局・出納局関係の様々な案件につきまして、終始、熱心に御審議を頂き、幅広い視点から様々な御意見、御指導を賜りましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

皆様方から頂きました貴重な御意見、御指導につきましては、私ども職員一同、今後の県勢発展に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、我々職員に対しまして、今後より一層の御指導、ごべんたつを賜りますよう、お願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきますと存じます。

どうもありがとうございました。

喜多委員長

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時38分）